



J. コンラードの「自己金融論」についての一考察

牧 浦 健 二

概要 本稿は、コンラード著『企業の自己金融』(Conrad, J.: Die Selbstfinanzierung der Unternehmung, Berlin u. Wien 1931.)を中心にする大戦間でのドイツの自己金融論の学説史研究の要旨である。ここで、本稿の概要を述べれば、前半では、語義に一致した内容から、「自己金融」概念と企業活動をあらわす諸概念の帰属性が検討され、後半では、いわゆる「自己金融」として行われている、経済上の出来事について考察される。

Abstract This treatise is a theoretical study on the German self-financing proposed between World Wars including "Conrad, J.: Die Selbstfinanzierung der Unternehmung, Berlin u. Wien 1931." First, this treatise studies the congeniality between the concept of company and the notions of what shows business actions, according to the contents proposed by the meaning of words. Second, this treatise considers the economic events, in order to clarify what is made under the so-called self-financing.

キーワード コンラード, 自己金融, 企業, 概念上の構成, 経済上の現象

原稿受理日 2004年2月24日

1. はじめに

社会生活の中での経済上の現象の意義が長年に亘って認識されれば、常識 (Allgemeingut) になる。ドイツ経済の当時の (1931年頃の) 状況は経済での出来事に対して広範囲な大衆の興味を喚起させていた。反面、とりわけ新聞による、情報源泉の偏った利用は、スローガンの概念 (Schlagwort-Begriff) を鵜呑みに受け入れる (krikklose Übernahme) という危険をもたらした。このような概念の内容は、正にその自明性 (Selbstverständlichkeit) により、たいてい曖昧に (unklar) 把握されているため、スローガンの概念を科学上の用語の使用に転用すれば、結果として科学上の論議はかなり困難になる。本来、正確な概念であったが、安直な使用により惰落した合理化 (Rationalisierung) と同様、自己金融 (Selbstfinanzierung) にも科学上の用語として多用される傾向が認められる⁽¹⁾。また、大衆では、自給 (Selbstversorgung) や自己充足 (Selbstgenügsamkeit) などを思い浮かべ、「自己 (Selbst)」という接頭辞から、通常、有意義な特殊な給付 (Leistung) が推察されているが、このような軽薄な (äußerlich)、一面的な (einseitig) 立場は支持できない。現代の経済の特徴を多面的な関係から見ると、このような偏見 (Vorurteil) には従えない。「自己」という接頭辞には、個人主義の一部が隠されており、過去の経済形態への後退が暗示されている⁽²⁾。スローガンの概念のうわべ上の示唆 (oberflächliche Suggestion) に従わない者は、自己金融という概念を、資本調達個人の主義的な方法から、先入観のない考察 (unvoreingenommene Betrachtung) に誘導できる⁽³⁾。

ところで、しばしば、株式会社における利益の一部分による秘密の準備金の形成 (stille Reservierung) は、経営者層 (Verwaltung) の決算技法上での術策 (Kunststück) や兆候 (Zeichen) とみなされてきた。この点、自己金融は、このような内部経営上の過程として、経営経済学に関係するだけでなく、資本形成 (Kapitalbildung) の特色のある形態とみなせば、国民経済上でも重要である⁽⁴⁾⁽⁵⁾。当時のドイツでは、減価償却により設

(1) Vgl. Conrad, J.: Die Selbstfinanzierung der Unternehmung, Berlin u. Wien 1931. S.7.; Conzelmann, F.: Das Problem der "Selbstfinanzierung" der Unternehmung, Stuttgart 1935. S.1.; 参照。拙稿「コンツェルマンの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第50巻 第3号 2004年 471頁

(2) Vgl. Conrad, J. 1931. S.8.; Conzelmann, F. 1935. S.76-77.

(3) Vgl. Conrad, J. 1931. S.8.

(4) Vgl. Conrad, J. 1931. S.9.; Sombart, W.: Der moderne Kapitalismus, München u. Leipzig 1928. S.167. (梶山 力訳『高度資本主義 I』有斐閣 1940年 242頁); Liefmann, R.: Grund-

備の再生だけではなくて、拡張も充足するという、国有鉄道の減価償却問題が注目されていたが、コンラード（Conrad, J.）は、概念を明確にすることにより、国有鉄道の審査（Gericht）での、過大な価格による「自己金融」の形式での設備の増強のための費用支払い（Bestreitung）に対する反証をめざしていた⁽⁶⁾。また、すべての社会現象では、異常なもの（Außergewöhnliche）が、正常なもの（Normalen）、最後には基準（Norm）になることがしばしば観察されるが、コンラードの研究は、株式会社の自己金融でも、異常なものから、正常なもの、そして審査の認可によりほぼ基準になるという傾向があることを示唆しようとした⁽⁷⁾。この点、「長期的には、経営経済上の方策は、全体経済の基本原則に違反せず、全体経済の展開に一致しているときにのみ、めざす効果を発揮できる」⁽⁸⁾。

本稿で検討する、コンラードの著『企業の自己金融』（Conrad, J. : Die Selbstfinanzierung der Unternehmung, Berlin u. Wien 1931.）の第一部の課題は、語義に一致した内容（wortsinnmäßiger Inhalt）と文法上の資格（sprachlich-logische Berechtigung）を確認するため、自己金融という概念や言葉の構成（Wortbildung）の再調査（Nachprüfung）に置かれている⁽⁹⁾。また、第二部では、事実（reine Tatsächlichkeit）の取り扱いから科学的な関心（Interesse）は生まれるという観点から、自己金融が経済実践上の現象として考察される⁽¹⁰⁾。

2. 経済学上の概念としての自己金融

2.1. 経済主体としての企業

自己金融の問題を取り扱う場合の先行問題として、企業がある行為の主体と客体に同時になりうるのかを問えば、企業の主体性（Subjektcharakter）は多くの点で疑わしい⁽¹¹⁾。この点、慣習上では、「企業は、資本が装備された、独立した経済単位」であり、資本の装備（Kapitalausstattung）と自主性（Selbständigkeit）という事実に着目する。

↘sätze der Volkswirtschaftslehre, Stuttgart u. Berlin 1920. S.743.

(5) なお、国民経済上の自己金融は、自国所有者の資本による国民経済の自給（Selbstversorgung）を意味する（Vgl. Conrad, J. 1931. S.40-41.; Prion, W. : Selbstfinanzierung der Unternehmungen, Berlin 1931. S.2 u. S.10.; 拙稿「プリオンの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第48巻 第2号 2001年 147頁；Conzelmann, F. 1935. S.57.; 参照。拙稿。2004. 483頁）。

(6) Vgl. Conrad, J. 1931. S.10 u. S.34.

(7) Vgl. Conrad, J. 1931. S.11.

(8) Conrad, J. 1931. S.11.

(9) Vgl. Conrad, J. 1931. S.7 u. S.8.; Conzelmann, F. 1935. S.75.; 参照。拙稿。2004. 485頁

(10) Vgl. Conrad, J. 1931. S.8.

(11) Vgl. Conrad, J. 1931. S.13 u. S.31.; Conzelmann, F. 1935. S.77-78.; 参照。拙稿。2004. 486頁

れているが、「経済は自然の与件に対する人間の精神の対決の産物 (Produkt der Auseinandersetzung des menschlichen Geistes mit den natürlichen Gegebenheiten) とみなされる」⁽¹²⁾ ため、人間 (Mensch) という要素について配慮することが必要であるが、経済主体として企業を特徴付けることは否定され、経済主体は人間のみ、経済客体は財 (Gut) ののみがなりえ、経済のすべての現象は、主体—客体関係、財に対する人間のこのような関係の総体 (Inbegriff) として把握され、企業はこのような関連の複合体 (Bezogenheitskomplex) として現れるため、企業は、確かに組織 (Organisation) ではあるが、有機体 (Organismus) ではない⁽¹³⁾。「組織は、発生も、機能も、人間の目標についての考え (Zweckvorstellung) や目標設定 (Zwecksetzung) の産物である」⁽¹⁴⁾。

また、たとえば、個人企業のように、ヒト (Person) の意義が明確に意識されている状況では、企業に主体性を添える動機は全くないが⁽¹⁵⁾、株式会社の形態は企業内でのヒトとモノ (Sache) の関係に対する特殊な表現とみなせる。そこでは、モノとしての生産手段の意義が増大し、企業家の意思 (Unternehmerwille) は、一人もしくは複数のヒトによっては代表されないで、会社の定款において客体化されている。また、匿名性 (Anonymität) が客観化 (Versachlichung) のシンボルであり、ただ一人の企業家の代わりに、多数の企業家が現れ、一般目標設定 (generelle Zwecksetzung) をし、株式会社の資産 (Mittel) に対して処分権のみを有するヒト、つまり、株主と、戦術目標設定 (spezielle Zwecksetzung) をし、会社の資産に対して使用权を有するヒト、つまり、取締役に二分される。企業所有者 (Unternehmungseigentümer) の総称である、法人は、その創設と解散において、所属する自然人の意思に左右される。株式会社は、社員 (株主) の全体の意思を無視できず、意思の統一に基づいて、創設されたり、解散させられる⁽¹⁶⁾。

2.2. 企業の利害

「企業の利害 (Das Interesse der Unternehmung)」という表現形式 (Wendung) は、一人もしくは複数の企業家 (株主) の「主体的な利害 (subjektive Interesse)」に対して、企業の「非個人的な利害 (objektive Interesse)」が対比されていることを示唆している⁽¹⁷⁾。この点、考察範囲を広げれば、すべての経済の最高目的が消費のための財の準備に

(12) Conrad, J. 1931. S.14. ; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.86. ; 参照。拙稿。2004. 486頁

(13) Vgl. Conrad, J. 1931. S.14. ; Conzelmann, F. 1935. S.79-80. ; 参照。拙稿。2004. 486頁 ; 参照。森 昭夫著『企業の自己金融論』千倉書房 1963年 4-5頁

(14) Conrad, J. 1931. S.14.

(15) Vgl. Conrad, J. 1931. S.15.

(16) Vgl. Conrad, J. 1931. S.16-17.

あり、これが、全体経済と同様に、個々人の私経済にも妥当するならば、企業様式による生産の目的は消費のための財の準備となる。このため、ヒト（よりしくは、ヒトの労働給付）とモノの組織としての企業は、企業様式での生産のために必要な手段であり、このための最高の適性（Eignung）を示すべきである⁽¹⁷⁾。「企業は、その形態（Gestalt）において企業家の目的にとって最適な手段と解されるため、創設され、特定の様式で構成され（ausbauen）、管理される（führen）。従って、企業は、全体の構造（Aufbau）と機能において企業家の目標設定の産物である」⁽¹⁸⁾。確かに、企業の変更はこの目的に対する手段の適性の改善や悪化を意味するが、「目的と手段についての認識と関係の設定（Erkenntnis und Beziehungssetzung von Zweck und Mittel）——正に利害（Interesse）——は、人間に由来し、人間を外しては存在しえない」⁽¹⁹⁾。このため、「企業でのヒトの労働給付とモノの組織上の統合（organisierenden Zusammenfassung）に主体性を与えることを拒否すれば、必然的に、『企業の利害』については語れなくなる」⁽²⁰⁾。既存企業の目的の変更は、創設での目的の限定（Bestimmung）と同様に、企業家の本分（Sache）である。目的の変更は、創設での本来の目的の限定と同様に、企業の利害に全く矛盾しない⁽²¹⁾。

企業の利害の承認は、企業家の処分領域（Verfügungsbereich）とは無関係に企業の存続があるという、不合理をもたらし、このような場合には、企業（組織であり、有機体ではない）は永久に存在することになる。反面、株式会社の非常に長い存続の可能性から、回避的に、一般目標設定のための器官（Organ）としての企業家の特性を有する特定のヒトと、戦術目標設定のための器官としての特性を有する他のヒトを形成する必要性が生ずる⁽²²⁾。企業を適応能力のある、動態的な組織にするためには、戦術目標設定を、固定して（starr）客体化するのではなくて、企業家の主体的な領域内に置く必要がある。その際、各利害は主体と客体の間での関係（Beziehung）であり、企業家＝主体、企業＝客体という役割の区分については全く疑問はない⁽²³⁾。

コンラードによれば、「ヒトとモノの関係の混乱を除かなければ、自己金融の問題の研究は主要点を黙殺してしまう。自己金融という概念の理論上の解釈は、主体でない——組織として企業が認識されることを前提としている」⁽²⁴⁾。

(17) Vgl. Conrad, J. 1931. S.17.

(18) Vgl. Conrad, J. 1931. S.18.

(19) Conrad, J. 1931. S.18. ; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.80. ; 参照。拙稿。2004. 486頁

(20) Conrad, J. 1931. S.18.

(21) Conrad, J. 1931. S.18-19.

(22) Vgl. Conrad, J. 1931. S.14. ; Conzelmann, F. 1935. S.80.

(23) Conrad, J. 1931. S.19.

(24) Vgl. Conrad, J. 1931. S.20. ; Conzelmann, F. 1935. S.80. ; 参照。拙稿。2004. 486頁

2.3. 企業の自己資本

企業全体を一般目標、つまり、利益の獲得のための手段とみなすという、企業の本質 (Wesen) についての見解と²⁵⁾、「企業の自己資本 (Eigenkapital der Unternehmung)」という概念の構成 (Begriffsverbindung) が一致しているのかを問えば、企業の他人資本 (Fremdkapital der Unternehmung) という構成と対比して、これら名称 (Bezeichnung) により、所有関係に注目することになる。そこでは、企業の自己資本は企業の所有下にある資本を指し、他人資本の所有者は、企業とは異なる利害を有する、つまり、企業の外部にあるヒト (unternehmungsfremde Person) となる²⁶⁾。

しかしながら、自己資本と他人資本という概念を経営計算制度から説明するならば、このような素朴な考察は不適切である²⁷⁾。自己資本と他人資本の区分により、貸借対照表の貸方勘定項目、つまり、資本は構成される。このため、自己資本と他人資本の概念についての検討は、貸借対照表の性格 (Sinn) の明確化から、合目的的に行える²⁸⁾。「実際、貸借対照表には、事物 (Ding) ではなくて、名称のみが示されている。自己資本と他人資本の名称により示される、関係はどのようなものであるのか。両資本では、共通した事実 (gemeinsame Tatbestand) として、企業の外部にあるヒトが法律行為に基づき企業目的のために資産 (Mittel) を企業管理者 (Unternehmensleitung) に使用させる」²⁹⁾。通常、このような資産 (生産手段、資本) は無条件には企業に譲渡 (überlassen) されず、これら資産の譲渡はさまざまな条件下で行われる。しかも、その譲渡は、買取りによる譲渡ではなくて、使用可能性の譲渡であるため、譲渡の有効期間 (Dauer) と、引替えに支払われるべき代価 (Preis) が重要な条件となる。実際には、この条件はさまざまであるが、譲渡もしくは資本利用 (Kapitalnutzung) の引受け (Übernahme) の条件の通常のコラボレーションは、

- A) 無制限の有効期間——変動する代価——危険負担 (自己・参加資本)
- B) 限定された有効期間——確定された代価——危険免除 (他人・借入資本)

となる³⁰⁾。

²⁵⁾ Conrad, J. 1931. S.20.

²⁶⁾ この点、コンラードは「営利企業の本質は、企業家 (資本家) のための利益の獲得に向けられており、決して永遠に設立される、つまり、企業家の意思に反して継続して存在することではない」(Conrad, J. 1931. S.24-25.) と述べている。

²⁷⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.20-21.

²⁸⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.21.; Conzelmann, F. 1935. S.81.; 参照。拙稿。2004. 486-487頁

²⁹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.21.

³⁰⁾ Conrad, J. 1931. S.21.; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.81.; 参照。拙稿。2004. 487頁

³¹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.21-22.

ところで、企業形態として個人企業が支配していた時代に、企業の資産に対する企業の外部にある資本提供者の特殊な関係の特徴付けるために、「自己資本」という名称は生まれ、企業と企業家を同一視する上記の傾向において、「企業家の自己資本」と「企業の自己資本」を等置する傾向が見られたが、私的部門と事業部門の区分が弱く、総資本に対する企業家所有の資本（unternehmereigenes Kapital）の割合が大きくなる程、この傾向はより明瞭になる⁶²。この点、「経営を管理する企業所有者と資本家にとっては、自己の資本と他人から借入れた資本を区分することが有意義であった。しかしながら、近代的な株式会社では、このような区分は意義を失った。経営を管理する取締役にとっては株式資本（Aktienkapital）と債券資本（Obligationenkapital）は同様に『他人資本』である」⁶³。また、株式資本、債務証書（Obligation）、借入金（Kreditor）という貸方勘定科目は企業の資産に対する企業の外部にあるヒトの特殊な関係をあらわすが、企業（より良くは、企業体（Unternehmungsorgan））は自己の資産（eigene Mittel）、つまり、借方に対する特殊な関係を持たない。というのは、本来、企業の領域外にある資産は、一般的な貸方関係の承認に基づいて、企業に導入されるからである⁶⁴。

また、貸借対照表の借方側で確認される、増加（Plus）は、貸借対照表の貸方側でも現れるため、このような余剰（Mehr）は決して、企業家所有の資本に対比して、「企業の自己資本」とは呼ばれず、「利益」（Gewinn）と呼ばれる⁶⁵。この点、理論上では、利益の使用についての決定権は企業所有者（資本提供者）にあるため、株式会社において初めて、企業体と企業所有者の権限の区別（Unterscheidung）が重要になる⁶⁶。また、自己の資産（eigene Mittel）として、企業の供給（Leistung）（経営剰余（Betriebsüberschuß））によるか、企業家の供給（新規資本）により、企業は拡大のために資本供給できると語るこ

⁶² Vgl. Conrad, J. 1931. S.21-22.; Conzelmann, F. 1935. S.81-82.; 参照。拙稿。2004. 487頁

⁶³ Conrad, J. 1931. S.22.

⁶⁴ この点、コンツェルマン（Conzelmann, F.）は、「コンラードによれば、株式資本（Aktienkapital）と負債（Kreditor）という貸方勘定科目は、企業の資産に対する企業の外部にあるヒト（unternehmungsfremde Person）の共通した関係をあらわすものである。従って、コンラードを正しく理解すれば、彼の見解では企業全般、特に株式会社にとって自己資本は全く存在せず、企業家に対する関係でのみこのような『自己資本』は成立する」（Conzelmann, F. 1935. S.82.; 参照。拙稿。2004. 487頁 注11）と述べている。

⁶⁵ Vgl. Conrad, J. 1931. S.23.

⁶⁶ この点、コンラードは「利益を、（抽象的な）価値・計算値で、資産の規模（Mittelmasse）ではないと解すれば、利益の使用（Gewinnverwendung）、利益の支払い（Gewinnauszahlung）などは本来の意味では語れない。そこでは、むしろ、利益の大きさ（Gewinngröße）に従った資産の使用、利益の大きさに従った貨幣額の支払いが問題になる。具体的な意味で利益概念を用いれば、利益基盤（Gewinnsubstrat）についてより正確に語ることになる」（Conrad, J. 1931. S.25. Fußnote 10.; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.82.; 参照。拙稿。2004. 484頁 注89）と述べている。

⁶⁷ Vgl. Conrad, J. 1931. S.24.; Conzelmann, F. 1935. S.82.; 参照。拙稿。2004. 487頁

とは、企業の資産と企業家の資産に対する所有権 (Eigentum) が混同されるため、拒否される³⁸⁾。

そして、多様なヒトの集団 (企業家, 従業員, 労働者) への成果分配 (Gewinnbeteiligung) の類推として、利益の割当に対する請求権 (Anspruch) が企業に認められる場合には、「企業の利益の割当」に対して特殊な貸方勘定項目が形成され、「企業の自己資本」という名称が実際には付けられる。しかしながら、通常の法定準備金と任意準備金は、利益に権利を有する企業家 (gewinnberechtigter Unternehmer) の処分権に最終的には委ねられるのではなくて、後の清算時での特殊な処分可能性 (Verfügungsgewalt) として残されるため、企業の自己資本とは呼べないことは明らかである³⁹⁾。

2.4. 資本の調達, 利益の使用と企業形態

企業形態により、他人資本の調達では小さな差異のみが認められるが、参加資本や企業家資本 (Beteiligungs- oder Unternehmerkapital) の調達では異なる。個人企業では、構造上、信用・借入資本 (Kredit-Leihkapital) 以外には、資本の調達の僅かな可能性がある。つまり、個人企業家の私的部門から生産部門への資産の移転とともに、資本の増大の方法としては、利益基盤 (Gewinnsubstrat) の集積のみが残されている⁴⁰⁾。株式会社では異なる。法律家によれば、留保される、追加の資産は、一般的な企業目的のために使用されるのではなくて、完全に限定された目的 (万一の場合の損失の補填) のために確保され、資産有高の増強 (Vergrößerung) は、法律上の規定 (法定準備金) か、株主総会の決議に基づいて行われる⁴¹⁾。

他方、利益の使用 (Gewinnverwendung) では、まず、利益の獲得が企業目的であることを思い出すべきである。利益を獲得するという意図 (Absicht) がなければ、どのようなものでも企業にはならない⁴²⁾。もちろん、このような広範な説明では、利益はさまざまな形を採りうる。極端な場合には、利益は一部もしくは全部が経済分野の外にあり、物的に根拠付けられた資産 (sachlich begründetes Vermögen) の価値の増強、従って、客

³⁸⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.24.; Conzelmann, F. 1935. S.82.

³⁹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.24.; 参照。濱田麗史著『簿記要論』中央経済社 1961年 (第41刷 2003年) 126頁

⁴⁰⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.26-27.

⁴¹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.27.; 参照。濱田麗史。1986. 131頁

⁴²⁾ この点、コンラードは「企業は主に収益の獲得 (Ertragserzielung) のための手段と認められることがまず確認されるべきである。これは、収益の獲得が空想上の自己目的 (Selbstzweck) ではなくて、むしろ、最終的には、完全に具体的な目的の充足、つまり、特定のヒトの生活に必要な需要の充足に通じるものと解されるべきである」(Conrad, J. 1931. S.42.) と述べている。

観的に証明できるものをもたらさない（威信利益（Prestigegewinn）など）⁴³。この点、営利企業では、企業家の意図は、企業様式による製品もしくはサービスによって特定の目的を充足することにより、物的に根拠付けられた資産を増加させることにある。この目的の充足において企業で用いられる物的に根拠付けられた資産は、伝統的には、資本と呼ばれ、このような資産の増大は資本の増大、利益は常に資本利益（Kapitalgewinn）である⁴⁴。

また、基本金（Grundkapital）の確定と準備金の規定では、株式会社において最大の配当の分配、企業に無関係な目的のための、ほぼ全額での剰余価値の引出しを正常（Normal）と法律家はみなしていることを推測させる⁴⁵。この点、個人企業の所有者はいつでも無制限に企業の資産、特に貨幣を他の目的、たとえば、消費に振り向けられるのに対して、株主は、株式所有に比例した株主総会での適切な意見の表明によってのみ、利益基盤の使用について共同決定できる。その際、貸付株主（Rentner-Aktionär）は、企業の資産について自己に有利に処理する機会は次回の株主総会までないため、できる限り大きな配当の分配に賛成する傾向がある。このため、株式会社では、事業年度の終了後に利益基盤を更に継続して使用することが正常であるとはみなすことはできない⁴⁶。

2.5. 自己金融の考察上の不可能性

資本調達（Finanzierung）として、通常では反対給付は協定されるが、企業のために資本の利用可能性を調達（Beschaffung）もしくは準備（Bereitstellung）することをめざす、すべての過程（Vorgang）と方策（Maßnahme）が示される。このため、資本調達のねらい（Ziel）は、企業の目的のために他の経済体が資本を使用させることにある。その際、他の経済体は、それ自体が私的な家計・消費経済体であることもあるし、資本により既に企業に参加している資本家も含まれる。このため、他人資本調達（Fremdfinanzierung）の概念が自己金融の概念と対比される⁴⁷。そして、この他人資本調達との対比から、「自己金融は、他の経済体からの資産の請求（Beanspruchung der Mittel）がない、企業のための資本の調達」となる。しかしながら、慣習上では、調達はある使用領域から他の領域へのモノ（Sache）の移転（Überführung）を指し、企業の利用領域に既にある事物

⁴³ Vgl. Conrad, J. 1931. S.28. ; Conzelmann, F. 1935. S.83-84.

⁴⁴ Vgl. Conrad, J. 1931. S.27.

⁴⁵ Vgl. Conrad, J. 1931. S.27-28.

⁴⁶ Vgl. Conrad, J. 1931. S.28.

⁴⁷ Vgl. Conrad, J. 1931. S.30.

(Ding) はもはや調達されえない⁴⁸⁾。このため、調達をはずして、「他の経済体からの資産の請求がない、企業の資本の増大 (Vermehrung) である」という自己金融の概念が設定される。しかしながら、このような企業の資本の増大としては、追加資本としての利益の大きさ (Gewinngröße) に従った資産の使用や資本としての利益基盤の使用が考えられるため、「企業の自己資金 (engene Mittel der Unternehmung) による」資本の増大を示唆するのかが検討されるが、「企業の自己資金」としての利益基盤という名称は、企業の主体性と企業の自己資本は存在しないという上記の確認に矛盾している⁴⁹⁾。そこには、「資本としての利益基盤の継続利用についての決定は、内部的な事業過程を意味し、企業体の処分領域に含まれる」という思い違い (Täuschung) があるが、株主総会が利益処分 (Gewinnverteilung) について決定するように、「利益基盤の使用についての決定は企業家の権限 (Unternehmerrecht) の1つである」⁵⁰⁾⁵¹⁾。利益基盤の一部を資本として企業内にそのまま残すという利益処分権者 (Gewinnberechtigte) の決議により、企業は資本調達できるため、「詳細な考察では、企業の自己金融は、利益処分権者と、たまたま (zufällig) 利益基盤から取り出される資産による、資本調達の特例に含まれる」⁵²⁾。

更に、利益処分権者の権限に触れない、コスト部分による企業の自己金融が考えられるのかを問えば、コスト配分額 (anteiliger Kostenbetrag)、つまり、既存の、利用されている、長期間利用可能な資産の減価償却 (再生) とともに、調達された資産 (費消された原材料・部品や労働給付など) に対する「コスト要素」が価格計算では考慮されるべきである。反面、販売者が独占的な立場にあれば、ある程度まで、製品の購入者から、手元資産の再生のための金額とともに、新たに追加される資産の調達のための金額を獲得でき、後者の金額は、他の経済体からの資本の請求と利益処分権者の権限に介入することなしに、資産有高の拡大のために、企業体 (取締役) が自由に処分できるため、みなし自己金融 (scheinbar Selbstfinanzierung) と呼ばれる⁵³⁾。しかしながら、購入者に対して全く製品が準備されておらない、生産の開始において、必要な生産手段のコストをだれが支払うのかを問えば、容易に、その答えは自己金融のこのような可能性が存在しえないことを

48) Vgl. Conrad, J. 1931. S.31.

49) Vgl. Conrad, J. 1931. S.31.

50) Vgl. Conrad, J. 1931. S.32.

51) この点、コンツェルマンは、「(特に個人企業では) 企業家機能 (資本家機能) と機関機能 (給付) がしばしば重なり、資本としての利益基盤の継続使用が内部の事業過程を意味し、企業体 (Unternehmungsorgan) の処分領域に含まれるという思い違いを考察者にもたらず」(Conzelmann, F. 1935. S.84-85.) と述べている。

52) Conrad, J. 1931. S.33.; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.85.; Köhler, T.: Selbstfinanzierung der Unternehmung, Düsseldorf 1932. S.20.

53) Vgl. Conrad, J. 1931. S.34.

示している。すなわち、「少なくとも創設では、資本調達に企業の外にある資本家（企業家）の問題（Sache）であり、企業家職能の本質的な部分を構成する」⁶⁴。増強、拡大（Ausdehnung）、それゆえ、追加資本として利益の一部分に対する権限を企業に与えることは、「企業が、経済主体ではなくて、客体であり、有機体ではなくて、組織であり、自己目的ではなくて、人間の目標設定から発生し、それに拘束されている」⁶⁵ という見解に抵触する。

3. 経済実践上の現象としての自己金融

3.1. 経験を重んじる概念の内容

上記の検討は、語義に基づき、論理上の概念の関連（Begriffszusammenhang）を吟味すれば、「企業の自己金融」という概念の構成がフィクションのための名称（Bezeichnung）であるという結論をもたらすが、経済実践と経済報道、具体的には、株式会社の営業報告書と商業新聞では、自己金融によって具体的な現象が特徴付けられる⁶⁶。とりわけ、自己金融の過程が大きな実践上の意義を獲得している、製造部門の大企業がほとんど例外なく株式会社であるため、「自己金融は、他の経済（資本市場や自社の株主）から資本が明らかに（offensichtlich）導入されることなしに、企業内で利用される資本の価値の大きさ（Wertgröße）の増大をもたらす、すべての方策と解され」⁶⁷、経済実践では、自己金融として、追加の設備の調達のための継続した営業収入の利用、過大な減価償却による秘密準備金の形成（stille Reservierung）や、決算上で記載された利益の大きさに比べて少ない配当を控除した後での重要な利益繰越による公示準備金の形成（offene Reservierung）などがあげられる⁶⁸。

この点、公示準備金の形成では、追加の資本の価値の大きさ（Kapitalwertgröße）が利益に由来し、自己金融が、基本的には、利益の大きさに見合う配当支払いのすべてもしくは一部を放棄させられる株主による他人資本調達であることは明白である。これに対して、秘密準備金では、意図の有無、株主総会での承諾の有無に係わらず、自己金融を惹起するのは、企業の器官（取締役）であり、公示準備金の形成と同様に、追加資産の価値は

⁶⁴ Conrad, J. 1931. S.35.

⁶⁵ Conrad, J. 1931. S.36 u. Vgl. S.52.

⁶⁶ Vgl. Conrad, J. 1931. S.37.

⁶⁷ Conrad, J. 1931. S.38. ; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.67. ; 参照。拙稿。2004. 484頁

⁶⁸ Vgl. Conrad, J. 1931. S.39.

利益の一部ではあるが、少し異なり、この部分が決算上の分配可能利益として現れず、追加の資本の価値の大きさとして決算の前か、決算時に留保される。また、自己金融が他の資本調達と全く異なる所は、一方で、使用される資本額について「受取書」(株式)が引き渡されず、他方で、貸借対照表と損益計算書を承諾するという株主総会の決議に基づき、資本調達のこの形式に参加することをすべての株主が強制されることにある⁵⁹。そして、株式市場は、分配される利益より、分配されないものを低く評価し、公示準備金や株主資本より、秘密準備金をより不確実なものとして評価するため、自己金融では、できる限り高い相場に関心のある投機株主 (Aktienspekulant) の利害は相場の形成によって認められず、資本参加の完全な放棄 (株式の売却) をしなければ、相場に現れた、留保された利益の部分を獲得できないため、より高い配当に関心のある貸付株主 (Aktien-Rentier) にも自己金融は少ししか役立たない⁶⁰。

3.2. 自己金融に対する根拠

まず、経済実践上の現象から検討すれば、「とりわけ、企業を消費目的のための収入源泉とみなす所では、自己金融を根拠付けるための手掛かり (Anhaltspunkt) は見付けられない」⁶¹。また、非合理的な領域への企業目的の拡張 (経済上の権力という理念 (Idee) や、会社 (Firma) の理念) は、企業の持続的な増強による企業家と彼の実際の基礎 (Fundierung) に対する顕示欲の増大をもたらしたが、(同族・株式会社のような古いものを除いた) 近代的な企業形態で、このような非合理的な動機から自己金融を採用すれば、形態と内容の間に矛盾が生ずる⁶²。このため、「企業の純粋な経済上の目的からは自己金融は推論できない」⁶³ が、時折、資本主義経済体制では、自己金融なしには、企業の純粋な経済上の目的が長期間に亘って保証されないという異議が提出され、企業は、維持するために、拡大されなければならないと主張される⁶⁴。現代の経済では、収益の増加した部分は、消費に不当に回わず、資本として留保されるべきであるという正当な考えがこの主張の基礎になっているが、資本市場という迂回路も選択できるため、直接的な資本形成 (= 自己金融) を採る決定は資本主義経済体制に起因しない⁶⁵。

⁵⁹ Vgl. Conrad, J. 1931. S.39.

⁶⁰ Vgl. Conrad, J. 1931. S.40.

⁶¹ Conrad, J. 1931. S.42.

⁶² Vgl. Conrad, J. 1931. S.42 - 43.

⁶³ Conrad, J. 1931. S.43.

⁶⁴ Vgl. Conrad, J. 1931. S.43. ; Ford, H. : Mein Leben und Werk, Leipzig 1923. S.188.

⁶⁵ Vgl. Conrad, J. 1931. S.43.

J. コンラードの「自己金融論」についての一考察（牧浦）

また、資本主義経済の進歩の様相（Art）から検討して、企業の拡張（Ausdehnung）が獲得される利益の全体額（absolute Höhe）を基準にして行われれば、（これは自己金融の原理の徹底した実施を意味するが）、新しい産業の発生はない。利益をあげている企業内でのすべての利益の集積では、資本需要を充足するには十分ではなくて、資本市場を通じて、消費経済体、他の生産経済体、商業、農業からの資本の動員（Heranziehung von Kapital）により、適切な資本調達は保証される。「企業もしくは生産部門の潜在的に全体経済上で必要な拡張は、資本の増加の適当な方法として、自己金融の選択のみを創造しない」⁶⁶⁾。

更に、長期間に亘って利用可能な技術上の資産を継続して利用するときには、とりわけ、可能な経済上の利用可能期間（wahrscheinliche wirtschaftliche Nutzungsdauer）と、会社にとって必要なコストをできる限り正確に算定することが問題になる。その際、実際の利用期間（wirkliche Nutzungsdauer）がより短かければ、製品の価格内で償われるコストは、資産有高の単なる再生を行うためには、充分ではないし、より長ければ、再生を上回る、特別利益の集積が行われる。そこで、自己金融、つまり、このような特別利益による準備金の形成によって誤った評価の調整がめざされるならば、資本価値の増大は生じない⁶⁷⁾。しかしながら、急速な技術上の変化の時期に、経済上でもはや利用できない資産が、新しい、より大きな資産によって代替されるならば、たいてい、そのコストは以前に利用された資産のコストを上回る。このため、製品の価格内での代替されるべき資産のコストの完全な償い（Erstattung）でも、資本の増加（Mehr）には金が掛かる。この追加の資本を用立てることは企業家の本分（Sache）である。企業家は、特別形式での自己金融（Die besondere Form der Selbstfinanzierung）で、このような必要性を予測して、利益の一部を企業内にそのまま残したり、所得の一部を私経済で節約し、資本市場を通じて用立てるが⁶⁸⁾、「自己金融の経路（Weg）により、手元資産の経済上の利用可能性についての可避できない誤った評価に対する危険準備金（Risikoreserve）が形成される」⁶⁹⁾。

そして、企業と資本市場の状態と国家の財政政策から検討すれば、異なる課税方法に自己金融に対する強い動因（Antrieb）が認められ、自己金融は租税に対する防衛手段（Steuerabwehrmittel）とみなしうるが、誤った場所での非合理的な資本拘束（Kapital-

⁶⁶⁾ Conrad, J. 1931. S.44. ; Vgl. Köhler, T. 1932. S.37-38.

⁶⁷⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.45. ; 参照。濱田麗史。1986. 150頁

⁶⁸⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.45.

⁶⁹⁾ Conrad, J. 1931. S.46.

bindung) を結果としてもたらす⁷⁰⁾。「特に、分配利益と非分配利益に対して異なる租税上の負担が課せられるときには、自己金融という逃げ道がすぐに考えられる。しかもまた、分配利益と非分配利益に対する同等の租税上の負担でも、非分配・非記載利益の租税上の把握が、記載・分配利益よりも、かなり困難に行われるため、常に、自己金融に対して刺激 (Anreiz) が与えられる。更に、会社での法人税と配当を受け取る株主での所得税による、株式所有からもたらされる所得の二重課税は、状況によっては、容易に隠せる資本・資産の増加のために、納税義務のある利益を断念するように、そそのかすことがある」⁷¹⁾。更に、資産税もコントロールできない秘密準備金の設定による資本の増加の隠蔽を私経済上ではやり甲斐のあるものと見せるし、資本取引税も、新株発行による増資に影響力を及ぼし、資本調達のための、秘密の経路 (Weg) を優先させる⁷²⁾。また、当時 (1931年) のドイツでは、小さな収益性の企業 (額面以下の株価) には、新株発行の可能性はなかったため、借入資本 (Kreditkapital) の代わりに、利益による参加資本 (Beteiligungskapital) の増強のみが残されていた。反面、企業の良い状況でも、株式が証券取引所で流通しておらなければ、増資を引き受けて株主になるか、自己金融に頼ることになる。そして、資本市場が共通して不都合な状態も、自己金融のための根拠になりうるが、資本の不足による良好な場合でも、市場で資本が手に入らなければ、多くの企業管理者は自己金融を採用する⁷³⁾。しかしながら、「資本市場の荒廃は、企業の自己金融の原因ではなくて、結果であり」⁷⁴⁾、「自己金融政策は、市場での資本の不足の結果ではなくて、原因である」⁷⁵⁾。

3.3. 自己金融の形態と手段

自己金融は、企業内で利用される資本の突発的、衝動的に行われる増大 (Vermehrung) ではなくて、実際に既に行われた断続的な資本の増大、すなわち、利益の獲得を前提とした、企業の利益基盤を、すべてもしくは一部分、資本として維持する過程であり、利益の獲得は資本調達である⁷⁶⁾。

⁷⁰⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.46.

⁷¹⁾ Conrad, J. 1931. S.46.; Vgl. Prion, W. 1931. S.46.; 参照。拙稿。2001. 159頁

⁷²⁾ この点、コンラードは、「全体として、たとい、時宜を得たもののみでも、租税上の根拠が、本質上、自己金融の傾向の促進に貢献でき、時折、直ちに資本主義企業の本質 (明らかに資本主義の企業家の本質) から演繹できる自己金融のための唯一の根拠であることが示された」(Conrad, J. 1931. S.47.) と述べている。

⁷³⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.47.

⁷⁴⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.47-48.

⁷⁵⁾ Conrad, J. 1931. S.48.

⁷⁶⁾ Conrad, J. 1931. S.58.

⁷⁷⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.48.

ところで、自己金融は、利益の非記載か、記載利益の非分配により、二分されるが、利益の非記載に基づく自己金融が、記載利益の非分配に基づく自己金融よりも、実践上では、はるかに重要であり、このような場合には、秘密の準備金の形成による自己金融を適当な処置（Verfahren）とみなせる⁷⁸⁾。この点、特殊な手段として、経済実践では、当期の営業収入から設備の増大の費用を支払うことが行われており、ある営業期間の製造コストに長期間に亘って利用可能な資産のコストが算入される。成果計算におけるこの方策の効果として、複数期間でのコストの配分に比べて、利益は、調達時により少なくなり、後続期間でより大きくなるため、利益の剰余は特殊な方法で隠される。このため、最初の秘密準備金の形成は継続した後続の秘密準備金の形成をもたらす⁷⁹⁾。

また、基本金の増加なしに利用可能な資産を増大させる方法として、公示準備金の形成と繰越利益があるが、これらは自己金融法（Selbstfinanzierungstechnik）の一形態である⁸⁰⁾。反面、基本金を増加させるが、無償株（Gratisemission）の発行は配当もしくは利益の留保の特殊な形態とみなされ、留保される利益が無償株の発行の名目額よりも大きければ、資本としての利益の大きさの継続使用とともに、準備金の形成が生ずる。更に、新株引受権（Bezugsrecht）の承認下での新株の発行は、発行価格で引受株主を優遇することにより、（現金形態での）配当の配分を、すべてもしくは一部分、売却可能な新株引受権に代替するが、企業管理者にとっては、利益部分の留保と自己金融を容易にする⁸¹⁾。

3.4. 自己金融の限界

自己金融は絶対的な上限を利益の大きさに有する。つまり、総利益以上には留保できない⁸²⁾。他方、下限については利益の規模（Gewinnhöhe）から推測されえないため、自己金融を可能な範囲内に制限する、要因を列挙することが大切になるが、企業家（ヒト）の内にある主観的要因と、ヒトの外にある客観的要因に区分できる⁸³⁾。

この点、すべての集積の限界は、すべての経済体が自己目的ではなくて、むしろ最適な欲求充足の実現（Ermöglichung）に奉仕するという事実の内に見られる。十分な欲求充足が期待できないならば、生産の迂回路（資本の利用、楽しみの延期）は採用されない⁸⁴⁾。

⁷⁸⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.49. ; Conzelmann, F. 1935. S.29.

⁷⁹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.49 - 50.

⁸⁰⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.50 - 51.

⁸¹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.51 - 52.

⁸²⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.52 u. S.13.

⁸³⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.52.

⁸⁴⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.52.

企業内に集積される利益の大きさと個人的な欲求充足の程度が資本の大きさ (Kapitalgröße) とその利用の有効性 (Ergiebigkeit) の程度に左右されるときには、将来の増大する効果 (Ertrag) のため、現在の効果を放棄するのにかつて資本家は決定しなければならないが、このように決定する個々の資本家の刺激は、自己の所得の全体額と、資本ストックと追加資本に対する利息の規模 (Zinshöhe) に左右される。そして、このような考えは、株式会社での自己金融のイニシャティブが大株主からもたらされるという事実に根拠を与える。このため、自己金融の程度は株式所有関係によって規定される⁸⁵⁾。

このような主観的要因とともに、さまざまな法律規定に見られる、客観的要因が自己金融の限度を規定する⁸⁶⁾。また、純粹な経済上では、自由競争の制限による過剰利益に起因した、客観的要因があるし、ある点を超えると、追加資本が常に逓減する効果でのみ使用されうるといふ法則 (Regel) があり、特定の資本の大きさを越えると完全に異なる処置に移転する可能性が与えられなければ、産業全体と個々の企業にこの法則は妥当する。そして、この収穫逓減の法則 (Gesetz vom abnehmenden Ertragszuwachs) が有効な、企業内での集積には経済上で限界がある。確かに、技術と経済の水準に一致した最適な資本の大きさが経営と企業にはあり、継続した自己金融によるその超過は効果の低下 (展望の誤り、経営者の官僚化) をもたらす⁸⁷⁾。反面、儲かる資本の拡大でも、資本の増大のこのような特殊な形式の適用には限界があるため、順調な経過を識別するよりもかなり前に、追加の参加資本と借入資本の調達が行われ、長期間に亘って分散して、逐次的に導入される、利益による不活発な自己金融が見られる⁸⁸⁾。このように、「資本需要の程度、緊急性と時点が、自己金融の適応領域を限定する、その他の経済上の要因である」⁸⁹⁾。

3.5. 全体経済と自己金融

ドイツの全体経済を見れば、1914-1918年の戦時体制間に自己金融に対する特殊な動機 (Anlaß) が呈示されていたことを確認できる。とりわけ多額の利益が強力な資本の増大の根拠になり、自己金融は特にこれに適しているため、広範な適用が見られたが、インフ

⁸⁵⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.53.

⁸⁶⁾ この点、大株主にとっては、減少する効果でも、自己金融は、経営者支配の容易化、権力と独立性の強化をもたらす限り、やり甲斐がある (Vgl. Conrad, J. 1931. S.53.; Ford, H. 1923. S.197.)。

⁸⁷⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.53.

⁸⁸⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.54.; Köhler, T. 1932. S.71-72.; Hagest, K.: Selbstfinanzierung des Betriebs, Stuttgart 1952. S.97.; 参照。拙稿「ハーゲストの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第48巻 第3号 2002年 527頁

⁸⁹⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.55.

⁹⁰⁾ Conrad, J. 1931. S.55.

レーション期には借入資本による他人資本調達が私経済上では非常に合理的であり、自己金融は抑えられた。自己金融は、通貨の安定（Währungsstabilisierung）と金マルクへの転換（Goldmarkumstellung）以降、強い実践上の意義を獲得した。多方面で、新資本へのかなりの需要があり、増大した資本需要の結果、ドイツの資本市場での相対的かつ絶対的な資本の不足と、高い利子率が生じ、非常に緊迫した需要をとりあえず外国資本で充足することが必要となった。しかしながら、外国資本の豊かな供給の時期でも、株式会社の配当政策は慎重に行われ、「過度の外資の支配（Überfremdung）」に対して、経営者は保護対策を採ってきた⁹¹⁾。

本来、利益の獲得と配当の配分が常に追加の資本を準備するための前提であるが、資本の増大の主要な手段（Mittel）が利益の獲得と留保において認められた。この新しい原則の一貫した実施は証券資本主義（Effektenkapitalismus）の発展を阻害することについては疑えない。株式会社の本来の課題と証券資本主義の全体制は、零細な資本部分を資本の循環（Kapitalkreislauf）に動員し、ある生産部門から他の部門への容易な移転（Verlagerung）を可能にすることにある。この点、時折、本質から外れた資本調達方法への株式会社の移行（Übergang）の根拠を、ドイツの資本市場の乏しい供給力に見付けようとされるが、このような根拠付けは誤っている。資本市場の供給力は獲得利益と配分される配当の規模に左右される⁹²⁾。

大部分の生産経済での自己金融の一貫した実施では、市場において資本の需要が減少するため、国民層での節約本能は弱体化される⁹³⁾。「国民経済上で率直に自己金融の特徴として、自己金融では集積の程度と場所に関する市場の決定が回避されている。言い換えれば、一般的な手段の代わりに、特殊なものが大事に使われることがあげられうる」⁹⁴⁾。自己金融から、追加の資本が、最も有利な企業ではなくて、主として、剰余価値を正に獲得した企業に向けられることが特徴としてあげられる。「市場の見解に一致したものより、ある場合にはより多くの資本、他の場合にはより少ない資本が投資されるという効果を自己金融は発揮する」⁹⁵⁾。

実際に経済上の関係を洞察することを困難にしている現象として、資本経済に対して効果を有する技術上の進歩が強調されるべきである。技術上の進歩は多くの資本消滅

91) Vgl. Conrad, J. 1931. S.56 - 57. ; Prion, W. 1931. S.22. ; 参照。拙稿。2001. 153頁

92) Vgl. Conrad, J. 1931. S.58.

93) Vgl. Conrad, J. 1931. S.58 - 59. ; Köhler, T. 1932. S.67.

94) Conrad, J. 1931. S.59.

95) Conrad, J. 1931. S.59. ; Vgl. Köhler, T. 1932. S.77. Fußnote 1

(Kapitalvernichtung)の理由である。生産手段の技術上の適性は経済上の使用可能性を保証しないが、逆に、経済上の使用可能性は技術上の要因(新しい発明)により規定される。このため、ハンマーや斧のような、シンプルな生産手段とは異なり、技術上の利用可能期間と経済上のそれとが分離することがある、技術上複雑な生産手段から獲得される大きな技術上の効果は危険負担によりあがなわれている。国民経済上で見れば、このような危険が顕著になること(akutwerden)は、技術上ではまだなお適性はあるが、しかしながら経済上ではもはや利用できない、以前の期間での生産手段を犠牲にした、現在の生産手段の負担を意味する⁹⁶⁾。この点、資本の集積に合わせた、逐次的な自己金融は、常に、経営での過剰な資産の発生をもたらし、完全な企業の排除を困難にし、国民経済上で必要な資本の移転を阻害する⁹⁷⁾。

4. ま と め

コンラードは、たとえば、「語義において(in Wortsinn)、企業の自己資本が存在するのかという問題は、その答えが自己金融の取扱いの基礎であるため、詳細に説明されるべきである。たとえば、自己金融を『他の経済からの支払手段の導入がない、企業のための追加の自己資本の調達』と解すれば、自己資本の問題に詳細に取り組む前に、自己資本の本質についての明瞭さが創られるべきである』⁹⁸⁾ というような問題意識に基づき、以下の5つの視点から、自己金融の概念を論理上で検討した⁹⁹⁾。ここで、各視点と結論を簡単に列挙すれば、(1)「企業に経済主体は認められるのか」という視点では、企業の主体性は全く存在せず¹⁰⁰⁾、(2)「企業の利害」に関して、「度々繰り返して、企業家の利害とともに、企業の『非個人的な利害(objektive Interesse)』が主張され、ときどき両者が相互に対比されているが、これは、基本的な哲学的な訓練の不足から、説明できる』¹⁰¹⁾と主張する。また、(3)「企業の自己資本は確認できるのか」という視点では、企業の自己資本は全く存在せず¹⁰²⁾、(4)「企業形態から、資本の調達と利益の使用」を検討すれば、「純粹に経済上で見

⁹⁶⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.60-61.

⁹⁷⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.61.

⁹⁸⁾ Conrad, J. 1931. S.25.

⁹⁹⁾ 具体的には、コンラードは、「自己金融」という概念の言語—論理的な根拠それ自体ではなくて、むしろ、「企業」概念に対する「自己金融」概念の帰属性を研究した(Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.76 u. S.66 u. S.77.; 参照。拙稿。2004. 486頁)

¹⁰⁰⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.31.

¹⁰¹⁾ Conrad, J. 1931. S.20.

¹⁰²⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.31.

れば、自己金融は特定の企業形態に限定されない¹⁰³⁾。しかしながら、資本の調達と企業形態の間と同様に、利益の使用と企業形態の間にも一定の関係があり、自己金融の問題の取り扱いのための広範な基礎を創るためには、関係についての説明が必要になり、この関係の説明では、法律上の規定と経済での具体的な形態が区別されなければならない¹⁰⁴⁾。この点、経済実践では、多かれ少なかれ、しばしば、特徴のある法律上の規定から利益の使用は乖離しているが、このような乖離は、各企業形態が特定形式での利益の使用を固有のものにしているという確認を妨げるものではない¹⁰⁵⁾。なお、コンラードは、(5)「企業の自己金融について論理上では考察することは不可能である」という立場を採りながら、「企業の自己金融は、企業という関連対象 (Bezugsobjekt) に、持つことができない、主体的な能力 (Fähigkeit)、特性 (Eigenschaft) と権利 (Recht) を添えるため、論理 (Logik) の根拠からは不可能である。永久機関の概念と同様、自己金融の概念は常にフィクションを纏っている。このため、経済科学において、具体的な現象を解明するために用いることは不適切である。それにもかかわらず、経済実践においてこの偽名性 (Pseudonym) により隠されている、実際の現象を研究することは必要である¹⁰⁶⁾」と考えた¹⁰⁷⁾。

他方、自己金融の概念により特徴付けられる経済実践上の現象を、まず、(1)「自己金融を経験を重んじる概念 (empirischer Begriff)」とみなして、自己金融が、「経営経済上の意味では、利益の大きさに一致した資産規模 (Mittelmasse) の内、一部分のみを配分し、できる限り大きな部分を資本として企業内で継続して利用することをめざす、株式会社の企業管理者 (Unternehmensleitung) の手続きと解される¹⁰⁸⁾」ことを明らかにした。次に、(2)「自己金融に対する主要な根拠」について検討して、「これら根拠の内、自己金融の経済上で客観的な必要性について語る資格がある、1つの根拠 (異なる税率) のみが認められるという結論を得た¹⁰⁹⁾。更に、(3)「自己金融の形態と手段」の検討では、「自己金融の簿記技術上での実施形態が準備金の形成のさまざまな形式と一致していることが確

¹⁰³⁾ Conrad, J. 1931. S.38.

¹⁰⁴⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.27 - 28.

¹⁰⁵⁾ Vgl. Conrad, J. 1931. S.30.

¹⁰⁶⁾ Conrad, J. 1931. S.36.

¹⁰⁷⁾ この点、コンツェルマンは、「概念の論理上では、『企業の自己金融』については語れないというのがコンラードの証明である。コンラードの説明は1つの説明原理に整理できる。それは、企業自体と、企業が目的のための手段である、ヒトとの概念上の区分に本質が置かれている。コンラードにおいては、企業が全く主体的な性格を持たないことが確認されれば、主体的性格を問わず、企業概念に対するすべての言葉の構成は、言語—論理上では支持できないものとして拒否されるべきである。『企業の自己金融』という概念構成もまたそうである」(Conzelmann, F. 1935. S.86.; 参照。拙稿。2004. 497頁)と結論付けている。

¹⁰⁸⁾ Conrad, J. 1931. S.41 - 42.; Vgl. Conzelmann, F. 1935. S.67 - 68.; 参照。拙稿。2004. 484頁

¹⁰⁹⁾ Conrad, J. 1931. S.48.

認められた。あれこれの形式の選択は、具体的なケースでは、法律、定款と経済上の要素についての考慮とともに、特に所有関係（株式所有の分散か、集結か）、企業体（経営者層）と株主総会の指図（Bedeutung）に左右される^⑩ことが明らかにされた。そして、(4)「自己金融の限界」として、「自己金融の方法（Methode）は、全く常に個人的な資本主義上で時宜を得たもの（privatkapitalistisch opportun）であるのではないし、経済の超時間限的な原理（überzeitliches Prinzip）に比べれば、多くの点で少ししか妥当しえないことが示された^⑪。おわりに、(5)「全体経済と自己金融」の関連では、「いわゆる自己金融では、単なる経営経済上の技術に関係するのではなくて、さまざまな関係により、すべての資本を使用する全体経済の基本問題に係わることが、検討の結果として、確認された^⑫。

なお、コンラードは、「経済実践において自己金融という言葉でどのようなものが理解されているのかではなくて、この概念により経済科学上で何を理解できるのかを問題にしている^⑬」ことを強調しておきたい。

参 考 文 献

- 〔1〕 濱田麗史著『簿記要論』中央経済社 1961年（第41刷 2003年）
- 〔2〕 拙稿「プリオンの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第48巻 第2号 2001年
- 〔3〕 拙稿「ハーゲストの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第48巻 第3号 2002年
- 〔4〕 拙稿「コンツェルマンの『自己金融論』についての一考察」商経学叢 第50巻 第3号 2004年
- 〔5〕 森 昭夫著『企業の自己金融論』千倉書房 1963年
- 〔6〕 Conrad, J. : Die Selbstfinanzierung der Unternehmung, Berlin u. Wien 1931.
- 〔7〕 Conzelmann, F. : Das Problem der "Selbstfinanzierung" der Unternehmung, Stuttgart 1935.
- 〔8〕 Ford, H. : Mein Leben und Werk, Leipzig 1923.
- 〔9〕 Hagest, K. : Selbstfinanzierung des Betriebs, Stuttgart 1952.
- 〔10〕 Köhler, T. : Selbstfinanzierung der Unternehmung, Düsseldorf 1932.
- 〔11〕 Liefmann, R. : Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Stuttgart u. Berlin 1920.
- 〔12〕 Prion, W. : Selbstfinanzierung der Unternehmungen, Berlin 1931.
- 〔13〕 Sombart, W. : Der moderne Kapitalismus, München u. Leipzig 1928. (梶山力訳『高度資本主義Ⅰ』有斐閣 1940年)

⑩ Conrad, J. 1931. S.52.

⑪ Conrad, J. 1931. S.56.

⑫ Conrad, J. 1931. S.61.

⑬ Conrad, J. 1931. S.30.